

振興指針の目的

- 本指針は、生活衛生関係営業の進行を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的に策定されている。
- 本指針は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の2第1項の規定に基づき、厚生科学審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が設定する。
- 現在、生活衛生関係16業種、13の指針が策定されている。
 - * 1) 16業種: クリーニング、すし、理容業、美容業、めん類、旅館業、食肉販売業、一般飲食業、中華料理業、料理業、社交業、喫茶店営業、食鳥肉販売、興行場営業、浴場業、氷雪販売業
 - * 2) 13の指針: クリーニング、飲食店営業(すし)、理容業、美容業、飲食店営業(めん類)、旅館業、食肉販売業、飲食店営業(一般飲食業、中華料理業、料理業、社交業)及び喫茶店営業、食鳥肉販売、興行場営業、浴場業、氷雪販売業

2019年度振興指針の改正について

(改正の方針)

- 第30回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会(平成30年10月31日)の「振興指針改正時期の見直し」及び「振興指針の見直し方針」に基づき、振興指針の改正を整理。
- 本年度指針改正の対象は、興行場営業、旅館業、浴場業、飲食店営業(めん類)の4指針。

(主な改正項目)

- 前回の改正から以下の項目について修正・追加を加え、他業種の振興指針と内容を整合。

第三 振興の目的に関する事項

- 省エネルギーへの対応、訪日・在留外国人への配慮、受動喫煙防止対策への対応、メニュー表示等の食品表示に関する対応(旅館業、飲食店営業(めん類)のみ)について、追記。

第四 振興の目的を達成するために必要な事項 [振興計画事項]

- 経営課題に即した相談支援に関する事項を新たに追加(平成29年度改正～)
- 食品関連情報の提供や行政施策の推進に関する事項(旅館業、飲食店営業(めん類)のみ)について、追記。

第五 営業の振興に際し配慮すべき事項 [振興計画事項]

- 食育、食の安全への関心の高まり及び健康志向等への対応((旅館業、飲食店営業(めん類)のみ))について追記。また、浴場業の指針案に「浴育」への対応を記述。
- 災害関連について、「東日本大震災への対応」から「災害への対応と節電行動の徹底」へ記述内容を変更
- 新たに、「最低賃金の引き上げに向けた対応」(平成28年度改正～)及び「働き方・休み方改革に向けた対応」(平成30年度改正～)を追加

振興指針の見直し方針

(第32回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会資料 (H31.1.11) より)

第一 ○○業を取り巻く現状

第二 前期の振興計画の実施状況

表 振興計画の実施状況についての各組合による自己評価

第三 ○○業の振興の目標に関する事項

- 一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割
- 二 今後5年間における営業の振興の目標
 - 1 衛生問題への対応
 - 2 経営方針の決定と消費者及び地域社会への貢献
 - (1) 消費者ニーズの把握と創意工夫による経営展開
 - (2) 高齢者、障害者及び子育て世帯等への配慮
 - (3) 省エネルギーへの対応
 - (4) 訪日・在留外国人への配慮
 - (5) 受動喫煙防止対策への対応
 - (6) メニュー表示等の食品表示に関する対応 (飲食業)
 - 3 税制及び融資の支援措置
- 三 関係機関に期待される役割
 - 1 組合及び連合会に期待される役割
 - 2 都道府県等、都道府県指導センター及び日本公庫に期待される役割
 - 3 国及び公益財団法人全国生活衛生営業指導センターに期待される役割

営業者

第四 ○○業の振興の目標を達成するために必要な事項

- 一 営業者の取組
 - 1 衛生水準の向上に関する事項
 - (1) 日常の衛生管理に関する事項
 - (2) 衛生面における施設及び設備の改善に関する事項
 - 2 経営課題への対処に関する事項
 - (1) 経営方針の明確化及び独自性の発揮に関する事項
 - (2) サービスの見直し及び向上に関する事項
 - (3) 店舗及び設備の改善並びに業務改善等に関する事項
 - (4) 情報通信技術を利用した新規顧客の獲得及び顧客の確保に関する事項
 - (5) 表示の適正化と苦情の適切な処理に関する事項
 - (6) 人材育成及び自己啓発の推進に関する事項
- 二 営業者に対する支援に関する事項
 - 1 組合及び連合会による営業者の支援
 - (1) 衛生に関する知識及び意識の向上に関する事項
 - (2) サービス、店舗及び設備の改善並びに業務の効率化に関する事項
 - (3) 消費者利益の増進及び商品の提供方法に関する事項
 - (4) 経営マネジメントの合理化及び効率化に関する事項
 - (5) 経営課題に即した相談支援に関する事項 (平成29年度改正より)
 - (6) 営業者及び従業員の技能の向上に関する事項
 - (7) 事業の共同化及び協業化に関する事項
 - (8) 取引関係の改善に関する事項
 - (9) 従業員の福利の充実にに関する事項
 - (10) 事業の承継及び後継者育成支援に関する事項
 - (11) 食品関連情報の提供や行政施策の推進に関する事項 (飲食業、販売業)
 - 2 行政施策及び政策金融による営業者の支援及び消費者の信頼の向上

営業者

組合・連合会

振興計画事項

第五 営業の振興に際し配慮すべき事項

- 一 食育、食の安全への関心の高まり及び健康志向等への対応
(飲食業)、販売業 (食肉・食鳥肉) (浴場業→「浴育」とする)
- 二 少子高齢化社会等への対応
- 三 地域との共生 (地域コミュニティの再生及び強化 (商店街の活性化))
- 四 環境の保全、省エネルギー強化及び食品循環資源の再生利用等の推進
(※食品関連事業者)
- 五 禁煙等に関する対策
- 六 災害への対応と節電行動の徹底 【東日本大震災を災害全般に変更】
- 七 最低賃金の引き上げに向けた対応 (平成28年度改正より)
- 八 働き方・休み方改革に向けた対応 (平成30年度改正より)

- 1 営業者に期待される役割
- 2 組合及び連合会に期待される役割
- 3 国及び都道府県等 (必要に応じて記載)
- 4 日本公庫に期待される役割

※ 食品関連事業者とは、生衛業では飲食店営業、喫茶店営業、食肉・食鳥肉販売業、旅館業が該当。

※ 青文字は前回 (5年前) からの修正・追加事項。

振興指針の主な改正内容(案)①

浴場業

第一 浴場業を取り巻く状況

- ・H29年度の公衆浴場数25,121施設(H25年度比▲1,459施設減)、うちH29年度の一般浴場(銭湯)数は3,729施設(▲813施設減)H25年度比813)となっている。
- ・H30年1世帯当たりの温泉・入浴料支出は1,795円(前年比▲184円減)となっている。
- ・経営上の問題点としては、①客数の減少、②施設・設備の老朽化、③燃料費の上昇など。
- ・今後の経営方針としては、①接客サービスの充実、②施設・整備の改装、③集客のためのイベント実施、が上位に挙げられている。

第二 前期の振興計画の実施状況 (略)

第三 浴場業の振興の目標に関する事項

- ①「衛生問題への対応」として、一時的に不特定多数の者が密閉空間にいる特殊な営業形態を認識し、新型インフルエンザ等の感染症への対応の他、特にレジオネラ症の防止について、引き続き実施する。
- ②「高齢者、障害者及び子育て世帯等への配慮」として、シニア層向けサービス、地域密着の強みを活かしたきめ細やかな商品やサービスの提供、障害者差別解消法に基づく障害者の合理的配慮やバリアフリー、人工肛門等身体障害の方への配慮を記述。
- ③「訪日・在留外国人の配慮」として、増加し続ける訪日外国旅行者や在留外国人に対応する外国語表記の充実等を追記。
- ④「受動喫煙防止対策への対応」として、健康増進法及び労働安全衛生法に基づく対応や受動喫煙による国民の健康への悪影響等の記載を追加し、受動喫煙防止対策を促進。
- ⑤「税制及び融資の支援措置」として、日本政策金融公庫による融資内容(振興事業促進支援制度、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付)を紹介。
- ⑥「関係者(国、都道府県等、都道府県指導センター及び日本公庫)に期待される役割」として、各種申請、研修会、融資相談などの機会を捉えた組合未加入者に対する情報提供や制度の活性化等を記述。

第四 浴場業の振興の目標を達成するために必要な事項

- ①「営業者の取組み」として、入浴設備の衛生管理の徹底、店舗のコンセプト及び経営戦略の明確化、経営手法・熟練技術の効率的な伝承、省エネルギー対応、生産性向上等を図るためのセミナー等への各種制度の活用、などを追記。
- ②「営業者に対する支援」として、経営改善に役立つ手引きや好事例集等の活用、生産性向上等を図るセミナーの組合員参加促進、ICTの活用に係るサポート、創業や事業承継における助言・相談、経営特別相談員による経営指導の周知等を追記。

第五 営業の振興に際し配慮すべき事項

営業者の社会的責任として、衛生水準の確保と経営の安定の他、以下の項目を拡充。

- ① 国民の健康づくりや子どもたちの心身の教育・成長を促す「浴育」を推進するとともに、日本の伝統的生活習慣の体験と社会や地域コミュニティ形成の側面からも「浴育」を推進する。
- ②「少子高齢化社会等への対応」として、高齢者、障害者、妊娠婦や子ども連れ等に配慮した店舗づくりや子育て世帯・共稼ぎ世帯が働きやすい職場環境の整備。
- ③「禁煙等に関する対策」として、店舗内の禁煙や喫煙専用室等の設置等を記述
- ④ 新たに「災害への対応と節電行動の徹底」として、災害対応能力の維持向上、地域の防災訓練の参加や自店舗での防災訓練の実施、被災者支援及びコミュニティの復元、節電啓発への取組みなどを記述。
- ⑤ 新たに「最低賃金の引き上げを踏まえた対応」として、営業者の役割として、最低賃金の遵守や業務改善助成金等の制度の活用等、営業者への支援として、最低賃金の理解と周知、助成金の利用促進、セミナー等の開催と参加促進などを記述。
- ⑥ 新たに「働き方・休み方改革に向けた対応」として、営業者の役割として、従業員に対する長時間労働の是正や年次有給休暇取得促進、待遇の改善等、営業者への支援として、相談窓口や研修会等の紹介、働き方・休み方改革を促進するための振興事業貸付等の活用等を記述。

振興指針の主な改正内容(案)②

飲食店営業(めん類)

第一 めん類飲食店営業を取り巻く状況

- ・H28年の事業所数29,137事業所(H24年比2,732所減)、従業員数202,629人(H24年比15,533人減)、売上高802,857百万円(H24年比199,928百万円増)となっている。
- ・H30年1世帯当たりの一般外食支出は161,488円(前年比2,798円増)、うちそば・うどん店は6,164円(148円増)となっている。
- ・経営上の問題としては、①材料費の上昇、②客数の減、③施設・設備の老朽化、④人手不足・求人難など。
- ・今後の経営方針としては、①食事メニューの工夫、②価格の見直し、③接客サービスの充実が上位に挙げられている。

第二 前期の振興計画の実施状況 (略)

第三 めん類飲食店営業の振興の目標に関する事項

- ① 「衛生問題への対応」として、食品衛生法改正に伴いHACCPの考え方を取り入れた営業者による衛生管理の確実な実施を追記。
- ② 「高齢者、障害者及び子育て世帯等への配慮」として、「買い物弱者」層に対して地域密着の強みを活かしたきめ細やかな商品やサービスの提供、障害者差別解消法に基づく障害者の合理的配慮やバリアフリーの取組みを追記。
- ③ 「訪日・在留外国人の配慮」として、増加し続ける訪日外国旅行者や在留外国人向けにキャッシュレス決済の導入、宗教・風習に配慮した食事・サービスの提供や店作りの工夫等を追記。
- ④ 「受動喫煙防止対策への対応」として、健康増進法及び労働安全衛生法に基づく対応や受動喫煙による国民の健康への悪影響等の記載を追加し、受動喫煙防止対策を促進。
- ⑤ 「税制及び融資の支援措置」として、日本政策金融公庫による融資内容(振興事業促進支援制度、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付)を紹介。
- ⑥ 「関係者(国、都道府県等、都道府県指導センター及び日本公庫)に期待される役割」として、各種申請、研修会、融資相談などの機会を捉えた組合未加入者に対する情報提供や制度の活性化等を記述。

第四 めん類飲食店営業の振興の目標を達成するために必要な事項

- ① 「営業者の取組み」として、HACCPに沿った衛生管理の徹底、店舗のコンセプト及び経営戦略の明確化、経営手法・熟練技術の効率的な伝承、省エネルギー対応、生産性向上等を図るためのセミナー等への各種制度の活用、などを追記。
- ② 「営業者に対する支援」として、経営改善に役立つ手引きや好事例集等の活用、生産性向上等を図るセミナーの組合員参加促進、ICTの活用に係るサポート、創業や事業承継における助言・相談、経営特別相談員による経営指導の周知等を追記

第五 営業の振興に際し配慮すべき事項

営業者の社会的責任として、衛生水準の確保と経営の安定の他、以下の項目を拡充。

- ① 「少子高齢化社会等への対応」として、高齢者、障害者、妊娠婦や子ども連れ等に配慮した店舗づくりや子育て世帯・共稼ぎ世帯が働きやすい職場環境の整備。
- ② 「禁煙等に関する対策」として、店舗内の禁煙や喫煙専用室等の設置、飲酒運転根絶やアルコール健康障害等不適切飲酒への取組み
- ③ 新たに「災害への対応と節電行動の徹底」として、災害対応能力の維持向上、地域の防災訓練の参加、被災者支援及びコミュニティの復元、節電啓発への取組みなどを記述。
- ④ 新たに「最低賃金の引き上げを踏まえた対応」として、営業者の役割として、最低賃金の遵守や業務改善助成金等の制度の活用等、営業者への支援として、最低賃金の理解と周知、助成金の利用促進、セミナー等の開催と参加促進などを記述。
- ⑤ 新たに「働き方・休み方改革に向けた対応」として、営業者の役割として、従業員に対する長時間労働の是正や年次有給休暇取得促進、待遇の改善等、営業者への支援として、相談窓口や研修会等の紹介、働き方・休み方改革を促進するための振興事業貸付等の活用等を記述。

年度内スケジュール(予定)

元年11月27日 第33回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会
・振興指針改正(興行場営業、旅館業)を調査審議

12月10日(予定) 第34回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会
・振興指針改正(浴場業、飲食店営業(めん類))を調査審議

2年1月8日(予定) 第35回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会
・第33回及び第34回分科会の審議を踏まえ、全体を調査審議



1月中旬～2月上旬 分科会での了解を経た上で、告示改正に向けた準備
2月中旬 2019年度振興指針改正案(興行場営業、旅館業、浴場業、飲食店営業(めん類))を告示

今後の改正スケジュール (第32回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会資料(H31.1.11)より)



【関係法令】

◎生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)(抄)

(振興指針)

第56条の2 厚生労働大臣は、業種を指定して、当該業種に係る営業の振興に必要な事項に関する指針
(以下「振興指針」という。)を定めることができる。

2 振興指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 目標年度における衛生施設の水準、役務の内容又は商品の品質、経営内容その他の振興の目標及び役務又は商品の供給の見通しに関する事項
- 二 施設の整備、技術の開発、経営管理の近代化、事業の共同化、役務又は商品の提供方法の改善、従事者の技能の改善向上、取引関係の改善その他の振興の目標の達成に必要な事項
- 三 従業員の福祉の向上、環境の保全その他の振興に際し配慮すべき事項

3 振興指針は、公衆衛生の向上及び増進を図り、あわせて利用者又は消費者の利益に資するものでなければならない。

(審議会等)

第58条

2 厚生労働大臣は、第9条第1、第55条若しくは第57条の12第1項の認可に関する処分、第9条第4項の基準の設定、第11条第1項(第56条及び前条において準用する場合を含む。)若しくは第57条第1項の規定による命令、第11条第1項若しくは第二項(これらを第五十六条及び前条において準用する場合を含む。)の規定による認可の取消し、第56条の2第1項の規定による振興指針の設定又は第56条の6第1項の規定による料金若しくは販売価格に係る勧告をしようとするときは、厚生科学審議会に諮問しなければならない。

◎厚生科学審議会令(平成12年政令第283号)

(分科会)

第5条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

[生活衛生適正化分科会]

- 1 生活衛生関係営業に関する重要事項を調査審議すること。
- 2 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。